

広報ジュニアハート水戸



ネットトラブルを防止しよう



S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）をきっかけとして、児童が性犯罪等（児童買春、児童ポルノ）に巻き込まれる事件が後を絶ちません。令和6年中、S N Sの利用により、全国で**1,486人**の児童が被害に遭っています。重要犯罪等（不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐等）が増加しています。令和6年中の被害児童学職別に見ると**中学生**が約半数を占めました。被害児童のS N Sへのアクセス手段は、**スマートフォン**が97.5%でした。被害児童のうち、フィルタリング利用の有無が判明した801人中、**89.9%がフィルタリングを利用していません**でした。



《フィルタリングは24時間子どもを守ります》



住宅対象侵入犯罪被害防止



◇青森県内の令和6年中の侵入窃盗発生状況

侵入窃盗**307件**（前年比**-224件**）

うち住宅対象**87件**（前年比**+16件**）

令和6年中は、令和5年より「侵入窃盗」の認知件数が減少しましたが、そのうち、「住宅対象」の侵入窃盗の被害が16件増加しました。令和6年も令和5年と同様に、約7割の方が鍵を掛けていない状態で被害に遭っています。犯人は鍵の掛かっていない建物や自転車、車を狙っています。また、犯人と鉢合わせになることで、強盗などの凶悪犯罪に発展する可能性もあります。

「鍵かけ」を習慣にして自宅を守りましょう



横断歩道は歩行者優先

車両等は、横断歩道に接近する場合

- 近くに歩行者がいないか確認
- 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- 横断歩道を横断中、又は、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止

するようにしなければなりません。



ルールをしっかり守りましょう！



※これらのルールに違反すると、「横断歩行者等妨害等」の違反となります。